

「藤三阿賀ショッピングセンター」変更届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 藤三阿賀ショッピングセンター

所在地 呉市阿賀中央六丁目3588番3外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前1)

位 置	収容台数
建物北側平面駐車場	9台
建物2階・屋上駐車場	138台
建物西側平面駐車場	59台
合 計	206台

(変更後1)

位 置	収容台数
建物北側平面駐車場	9台
建物2階・屋上駐車場	138台
建物西側平面駐車場	50台
合 計	197台

(変更前2)

位 置	収容台数
建物北側平面駐車場	9台
建物2階・屋上駐車場	138台
建物西側平面駐車場	50台
合 計	197台

(変更後2)

位 置	収容台数
建物北側平面駐車場	3台
建物2階・屋上駐車場	138台
建物西側平面駐車場	50台
合 計	191台

(変更前3)

位 置	収容台数
建物北側平面駐車場	3台
建物2階・屋上駐車場	138台
建物西側平面駐車場	50台
合 計	191台

(変更後3)

位 置	収容台数
建物北側平面駐車場	3 台
建物 2 階・屋上駐車場	6 8 台
建物西側平面駐車場	5 0 台
合 計	1 2 1 台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物北側	3 0 台
合 計	3 0 台

(変更後)

位 置	収容台数
建物北側	3 0 台
建物北東側	1 0 台
合 計	4 0 台
届出台数	3 0 台

※整備台数合計40台の内30台を来客用届出台数とする

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻	備 考
午前 8 時 00 分	午後 9 時 00 分	

(変更後)

開店時刻	閉店時刻	備 考
午前 8 時 00 分	午後 10 時 00 分	

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

開店時刻	備 考
午前 7 時 45 分午後 9 時 10 分	

(変更後)

開店時刻	備 考
午前 7 時 45 分午後 10 時 15 分	

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

位 置	出入口数
北側	1 箇所
北西側	1 箇所
北東側	1 箇所
合 計	3 箇所

(変更後)

位 置	出入口数
北側	1箇所
北西側	1箇所
北東側	2箇所
西側	
合 計	4箇所

3 変更する年月日

- (1)① (変更1) 駐車場の位置及び収容台数：平成25年4月11日
- (1)① (変更2) 駐車場の位置及び収容台数：平成25年10月25日
- (1)① (変更3) 駐車場の位置及び収容台数：令和元年11月1日
- (1)②駐輪場の位置及び収容台数：平成25年10月25日
- (2)①開店時刻及び閉店時刻：令和2年4月1日
- (2)②駐車場利用可能時間帯：令和2年4月1日
- (2)③駐車場出入口の数及び位置：平成25年4月11日

4 軽微変更適用申出書（呉市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱第9条第1項）

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐輪場の位置及び収容台数

5 説明会揭示適用申出書（呉市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱第12条第1項）

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

②駐輪場の位置及び収容台数

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

6 変更する理由

来客の利便向上のため

7 届出年月日

令和2年3月30日

8 届出の縦覧場所

呉市産業部商工振興課（呉市中央4丁目1番6号）

呉市阿賀市民センター（呉市阿賀中央6丁目2番16号）

9 届出を縦覧することができる期間及び時間帯

- (1) 期 間 本日から令和2年8月7日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

- (2) 時間帯 午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

10 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に市に対し、次のとおり意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和2年8月7日

(2) 提出先

呉市産業部商工振興課